平成２６年（フ）第２７８号
金沢市西大桑町17番７号、従前の住所金沢市末町７の11番地８
債務者　真舘　敦子
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１０８号
長野県上田市中央６丁目８番３号
債務者　堀内　康代
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第１１２号
長野県上田市前山449番地
債務者　鷲原さと江
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第１２２６号
名古屋市瑞穂区瑞穂通５丁目19番地　シーアイマンション瑞穂605号、従前の住所愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字狐坂12番地６　バンベール和合弐番館402号
債務者　髙木　　薫（旧姓小栗）
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２９２号
愛知県高浜市二池町４丁目201番地11、前住所滋賀県草津市東草津３丁目16番７号　ハイツ高樋308号、前々住所愛知県名古屋市中区丸の内１丁目10番14号　エトワール大島905号
債務者　中西　真澄
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６５号
滋賀県甲賀市甲南町葛木1370番地47
債務者　原田　　孝
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２２６号
大津市雄琴６丁目11番10号
債務者　金崎　周之
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２４４号
大津市美空町１―17―103
債務者　津留崎浩幸（旧姓佐川）
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２５４号
滋賀県守山市金森町919番地20、前住所滋賀県守山市焔魔堂町223番地１　キーウエスト206号、大阪府藤井寺市小山７丁目15番４号
債務者　安東　雅子（旧姓清水・野口）
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５５０号
広島県東広島市西条町西条528番地11　すみれ荘202号室
債務者　天野　龍善
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６８１号
広島県東広島市安芸津町三津4442番地
債務者　石川　卓也（旧姓小島）
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７１３号
広島市南区東雲３丁目６番34―202号　バルヴェール東雲Ａ棟
債務者　河原　慎吾
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１６号
広島県呉市広中新開３丁目13番３号
債務者　平岩　寿基
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第５０号
福岡県田川郡川崎町大字池尻826番地の３
債務者　溝口　匡明
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第２２５号
大分市東津留２丁目14―３　パークサイド津留401、住民票上の住所大分市日岡３丁目５番35号　日岡コーポ402
債務者　中橋　忠昭
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２４４号
大分市都町４丁目２番29号　東海ビル601
債務者　渡辺　　恵
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２５８号
大分市大字皆春916番地の13
債務者　東　　純一
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係